

報道関係者各位

2019年7月23日

少額短期保険ハウスガード 賃貸住宅退去時の火災保険解約手続きを電子化しアプリで完結 書類の受け渡しをなくすことで入居者様の利便性が向上

大東建託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:小林克満)の100%出資子会社である、少額短期保険ハウスガード株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:加科真、以下ハウスガード)は、7月26日(金)より、賃貸住宅の退去時に必要となる、火災保険※1解約手続きを電子化※2します。

※1 賃貸住宅入居者様向けの総合保険「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(ペットネーム:新リバップガード)」、「賃貸住宅入居者向け総合保険(ペットネーム:リバップガード)」

※2 大東建託グループが管理する賃貸住宅にお住まいの入居者様で、ハウスガードの火災保険に加入し、賃貸借契約が個人契約の方が対象となります

■「火災保険解約書類」の受け渡しが不要となり解約手続きがより簡単に

入居者様による退去のご連絡は、2016年7月より、入居者様専用アプリやWEBサイトから手続きできます。今回、退去のご連絡と同じように火災保険解約手続きを電子化することで、これまで郵送で受け渡しをしていた「火災保険解約書類」が不要となります。また、退去のご連絡の際、火災保険解約の手続きを一連の流れとしてご案内※3するため、火災保険の解約忘れも未然に防止することが可能となり、解約返戻金の支払いまでスムーズに実施されます。

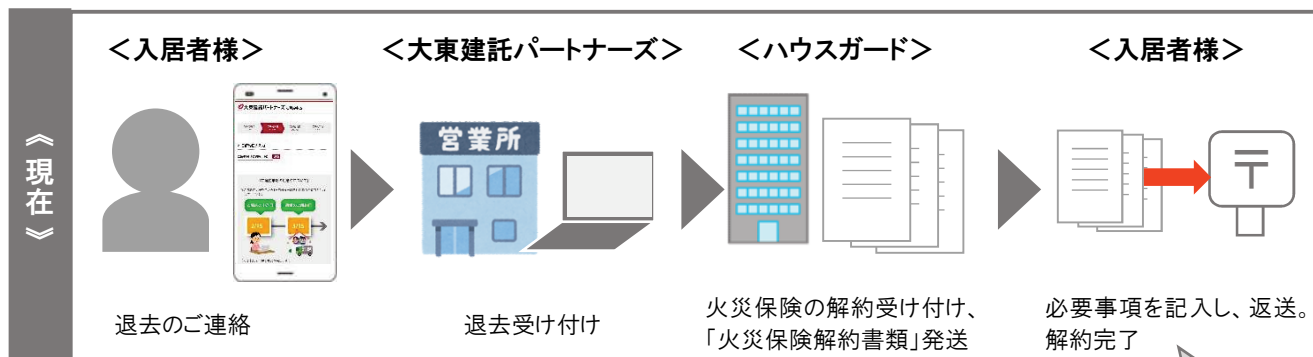
※3 賃貸住宅に転居する場合、保険を継続して加入する選択も可能です

DK SELECT
進化する暮らしアプリ



「DK SELECT進化する暮らし」アプリは、大東建託グループが管理する賃貸住宅の入居者様専用アプリ。住まいの困りごとやトラブルなどが気軽に問い合わせできます。また、管理会社からのお知らせや、お住まいの地域のお役立ち情報、毎月の家賃や公共料金を確認することも可能です。

【解約手続きのイメージフロー】



ハウスガードはこれまで、入居者様へ「火災保険解約書類」を郵送することで解約手続きをご案内しており、入居者様は、届いた書類へ必要事項を記入し、返送する必要がありました。

ハウスガードは今後も“お客さま本位の業務運営”の実現を目指し、商品・サービスの質の向上に取り組んでいきます。

<本件に関するお問い合わせ>

大東建託株式会社 広報部 広報CSR課 TEL:03-6718-9174